

食鳥処理場の廃止・休止・再開届（認定小規模食鳥処理業者に限る。）  
審査基準

【事務の根拠】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「法」という。）第十四条  
食鳥処理業者は、その食鳥処理場を廃止し、休止し、又は休止した食鳥処理場を再開したときは、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

【届出様式】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第八条  
法第十四条の規定による届出は、食鳥処理場廃止・休止・再開届（別記第八号様式）によるものとする。

年 月 日

殿

届出者 住 所  
氏 名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

食 鳥 処 理 場 廃 止 届  
再 開

廃止  
食鳥処理場を休止したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第14条の  
再開

規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 食鳥処理の事業の許可の番号及び年月日
- 4 廃止、休止又は再開した年月日
- 5 廃止、休止又は再開の理由

添付書類

廃止した場合は、食鳥処理事業許可証